

○大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校寄附講座規程

平成31年4月1日

規程第310号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）における寄附講座の設置運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 部局等において行われる教育研究又は社会貢献活動を実施するもので、民間等からの寄附金により当該寄附講座の教育研究又は社会貢献活動の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (2) 部局 各学域、各研究科、高等教育推進機構、研究推進機構及び大阪府立大学工業高等専門学校をいう。
- (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(設置等に係る原則)

第3条 寄附講座の設置にあたっては、次の各号に掲げる事項に該当することを原則とする。

- (1) 寄附講座の目的である教育研究又は社会貢献活動が、大学等の目的に資するものであること
- (2) 教員等との有効な連携を図るため、大学等に研究室を設置すること
- (3) 寄附講座の運営にあたっては、大学等の主体性が確保されること

(名称)

第4条 寄附講座には、当該講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称について、寄附申出者から申出があった場合は、当該寄附申出者が明らかとなる名称を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、寄附講座の設置に係る寄附の申出が、大学等の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、当該部局の教授会又はそれに代わる会議の議を経て、その設置を理事長に申請するものとする。

- (1) 寄附講座寄附申出書（様式第1号）

(2) 寄附講座の概要 (様式第2号)

(設置)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、大学等の教育研究に資すると認めるときは、寄附講座の設置を許可するものとする。

(受諾)

第7条 理事長は、前条の規定により寄附講座の設置を許可したときは、速やかに申出のあった部局長に寄附講座受入承認書(様式第3号)を交付するとともに、寄附申出者に対しては寄附講座寄附受入受諾書(様式第4号)により通知するものとする。

(開設期間等)

第8条 寄附講座の開設期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、寄附講座の開設期間は更新することができる。

2 部局長は、前項の開設期間が終了したときは、寄附講座における教育研究の成果の取りまとめを行い、理事長に報告するものとする。

3 寄附講座の教育研究内容等の変更及び開設期間を更新する場合の手続きは、寄附講座の設置の例による。

(教員の構成等)

第9条 寄附講座は、教授又は准教授に相当する者1名以上で構成するものとする。

2 寄附講座に講師及び助教を置くことができる。

3 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とする。

4 寄附講座教員は、非常勤職員をもって充てるものとする。

5 寄附講座教員の選考は、当該部局の教授会又はこれに代わる会議により決定する。

6 第4項の規定にかかわらず、当該部局長が特別の事情があると認めるときは、短期間に限り法人の教員が寄附講座教員を兼ねることができる。

(寄附講座教員の職務)

第10条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、当該寄附講座以外の授業又は研究指導を行うことができる。

(経理等)

第11条 寄附講座における教育研究の実施に伴う経費は、受け入れた金額の範囲内において賄うものとする。

(客員教授及び客員准教授)

第12条 大阪府立大学長（以下「学長」という。）又は校長は、寄附講座教員に対し、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員教授等の称号付与規程により客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

（秘密保持契約の締結義務）

第13条 寄附講座教員は、法人が定める秘密保持契約を結ばなければならない。

（知的財産権）

第14条 寄附講座教員が行った研究の結果生じた知的財産権の帰属等については、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程及び大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校研究成果有体物規程の定めるところによる。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、寄附講座の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行の際、現に設置されている寄附講座は、この規程により寄附講座の設置が許可されたものとみなし、この規程を適用する。

様式第1号(第5条関係)

寄附講座寄附申出書

年 月 日

公立大学法人大阪  
理事長 様

申出者

住所

氏名

大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校寄附講座規程第5条の規程により、下記のとおり寄附を申し出ます。

記

1 寄附金額

金 円

2 寄附の方法及び納付時期

3 寄附講座の名称の付加

希望(する・しない)

希望する場合は、付加する名称 \_\_\_\_\_

4 設置期間 年 月 日 から 年 月 日

5 その他

様式第2号(第5条関係)

寄附講座の概要

1 研究科名等	
2 寄附講座の名称	
3 寄附者	(所在地)  (代表者)
4 寄附者の概要  (商業登記簿謄本を添付すること。)	(資本金)  (主業務内容)  (その他)
5 寄附金額	金                      円
6 寄附の方法及び納付時期	
7 寄附金の使途	
8 担当予定教員の職・氏名	
職名	氏名
9 寄附講座の教育研究領域の概要(カリキュラムを含む。)	
10 設置期間	
11 現有組織の構成状況及び寄附受入れの必要性	

様式第3号(第7条関係)

寄附講座受入承認書

年 月 日

様

理事長

年 月 日付で申請のあった寄附講座の設置に係る寄附の受入れについて承認  
します。

様式第4号(第7条関係)

寄附講座寄附受入受諾書

府大 第 号  
年 月 日

(寄附申出者)

様

公立大学法人大阪

理事長 印

年 月 日付けでお申し出いただきました寄附につきましては、下記のとおり受諾させていただきます。

記

- 1 研究科名等
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附金額 金 円
- 4 設置期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 提供する研究室(別紙見取り図参照)

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)